

表 - 禁止地域、許可地域の対象地域と許可基準の一覧

禁 止 地 域	対 象 地 域	(1) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区							
		(2) 文化財保護法及び文化財の保護に関する条例で指定された建造物及びその周囲							
		(3) 森林法による保安林							
許 可 基 準	許 可 基 準	(4) 自然環境保全法による厚生自然環境保全地域、自然環境保全地域。自然環境保全条例による自然環境保全地域							
		(5) 自然公園法による国立公園、国定公園。徳島県立自然公園条例による徳島県立自然公園区域							
		(6) 都市公園法による都市公園							
許 可 基 準	許 可 基 準	(7) 国又は県の管理する河川区域							
		(8) 一般国道の一部、県道の一部及び鉄道(このうち沿道及び沿線両外側100mの指定は以下のとおり。)							
		<ul style="list-style-type: none"> ・四国縦貫自動車道、四国横断自動車道及び本州四国連絡道路(国道28号) ・一般国道11号(鳴門市北灘町亀浦港榎木線の分岐点から香川県境まで) ・一般国道32号(三好郡山城町祖谷口橋西詰から高知県境まで) ・四国旅客鉄道株式会社の高徳線(板野駅から香川県境まで) 							
許 可 地 域	対 象 地 域	屋上広告物		1.高さ5m以下又は建物の高さの1/3以下 2.表示面積は50㎡以下又は総壁面積の2/10以下 3.建築物等の壁面の延長面から突き出さないこと					
		突き出し広告物 又は壁面広告物		1.表示面積は50㎡以下又は総壁面積の2/10以下 2.突き出し広告物は建物の上端から突き出さないこと 3.壁面広告物は壁面上端及び側面から突き出さないこと					
		敷地内広告物		1.高さ7m以下 2.表示面積30㎡以下					
		特別指定地域		1.瀬戸内海国立公園の隣接地域(高島地区)の部分 2.以下に掲げる道路の両外側100m以内の区域 ・県道日和佐牟岐線(旧南阿波サンライン) ・県道西祖谷山山城線(旧祖谷溪有料道路) ・県道徳島空港線					
		幹線指定地域		1.四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道の両外側500m以内の区域 2.本州四国連絡道路(国道28号)の両外側500m以内の区域 3.一般国道11号(鳴門IC - 吉野川)の両外側100m以内の地域 4.一般国道55号(徳島南バイパス、阿南バイパス)の両外側100m以内の地域					
		沿道指定区域		以下に掲げる道路の両外側100m以内の区域。 1.一般国道11号(禁止地域及び幹線指定地域を除く。) 2.一般国道28号(禁止地域及び幹線指定地域を除く。) 3.一般国道32号(禁止地域を除く。) 4.一般国道55号(幹線指定地域を除く。) 5.一般国道192号 6.一般国道193号(香川県境～192号の接続まで) 7.一般国道318号(香川県境～192号の接続まで) 8.一般国道438号(香川県境～192号の接続まで)					
許 可 地 域	対 象 地 域	生活系地域		1.都市計画区域内(商工業系地域を除く。)					
		商工業系地域		1.商業地域、近隣商業地域、工業地域、工業専用地域					
		沿道地域		1.一般国道及び県道の両外側100m以内の区域(特別指定、幹線指定、沿道指定地域を除く。)					
		特別指定地域		幹線指定地域					
		幹線指定地域		沿道指定地域					
		沿道指定地域		生活系地域					
地 許 可 基 準	許 可 基 準	屋上 広告物	高さ	5m以下又は当該建築物の高さの1/3以下					
			面積	50㎡以下又は建築物の総壁面積の					
		壁面・ 突出 敷地内	他	建築物(屋上構造物を除く)の壁面から突き出さないこと					
			面積	50㎡以下又は建築物の総壁面積の					
		野 立	他	建築物の上端から突き出さないこと。壁面上端及び側端から突き出さないこと。					
			高さ	7m以下	10m以下	12m以下		15m以下	12m以下
		準	面積	30㎡以下		40㎡以下		50㎡以下	
			高さ	禁止		禁止		10m以下	
		積 規 制	面積	禁止		20㎡以下		30㎡以下	
			積	50㎡以下又は建築物の総壁面積の2/10以下		50㎡以下又は建築物の総壁面積の3/10以下		50㎡以下又は建築物の総壁面積の4/10以下	
				50㎡以下又は建築物の総壁面積の5/10以下					

注：許可地域の区分のうち地域が重なる場合は、以下の順に属するものとする。
特別指定地域、商工業系地域、幹線指定地域、沿道指定地域、生活系地域、沿道地域

2. 屋外広告物の対象

1) 屋外広告物の種類

許可基準の対象になる屋外広告物は、大きく建物利用広告物と独立広告物の2つの領域が対象となる。仮設的、臨時的な広告物等は、対象にしていない。

- ・建物利用広告物———屋上利用、壁面利用、突き出し広告物
- ・独立広告物———敷地内広告物、野立広告物

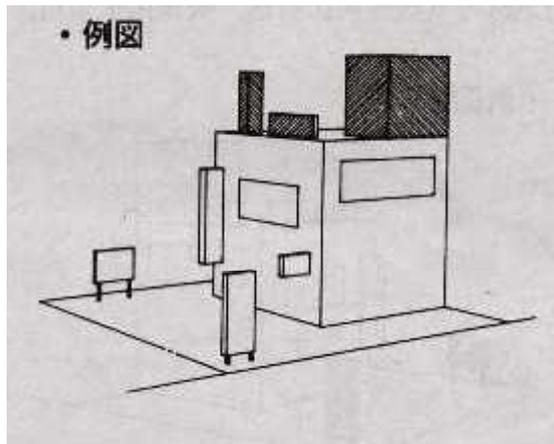
(1) 建物利用広告物

建物に付属して設置される屋外広告物には、屋上を利用する広告物、壁面等を利用する広告物の総称を建物利用広告物としている。建物の敷地内に設置される敷地内広告塔、敷地内広告板は含めていない。

屋上利用広告

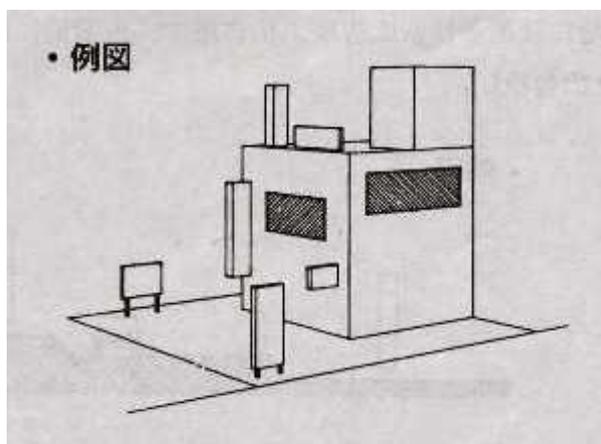
建物の屋上や庇の上に、又は屋上の工作物に取り付けられるものをいう。屋上の階段室、昇降機塔その他これらに類する物の壁面に表示されるものを含む。

(屋上広告板、屋上広告塔)



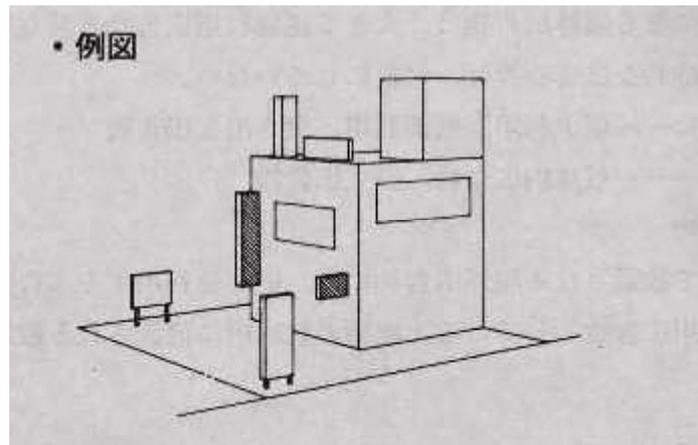
壁面利用広告

建物その他の工作物の壁面に塗り書きし、又は取り付けられたものをいう。(塗り書きサイン、浮き出しサイン、電光表示板、壁面広告板等)



突出し広告

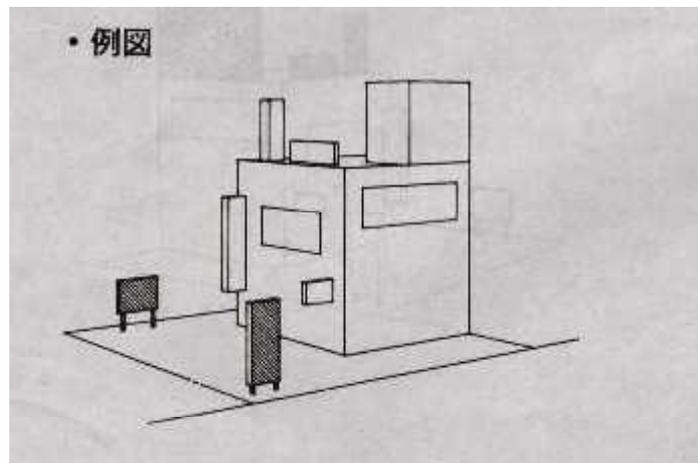
建物の壁面から突き出して取り付けられるものをいう。(突き出し広告板)



(2) 独立広告物

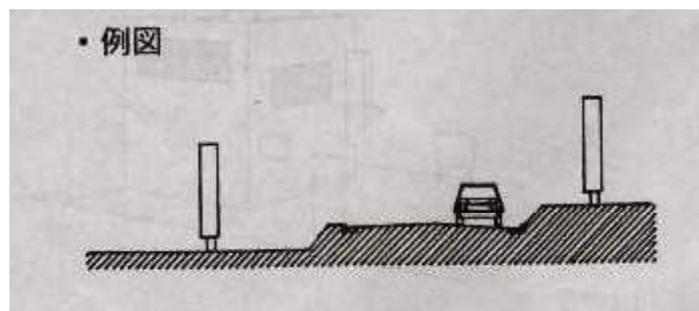
敷地内広告物

建物敷地(建物敷地と一団となっている土地を含む。)内に設置されている広告物で、仮設的、臨時的な広告物は該当しない。(敷地内広告塔、敷地内広告板、サインポール)



野立ての広告物

建物敷地外の土地に設置される広告板、広告塔で、仮設的、臨時的な広告物は該当しない。(野立広告塔、野立広告板)

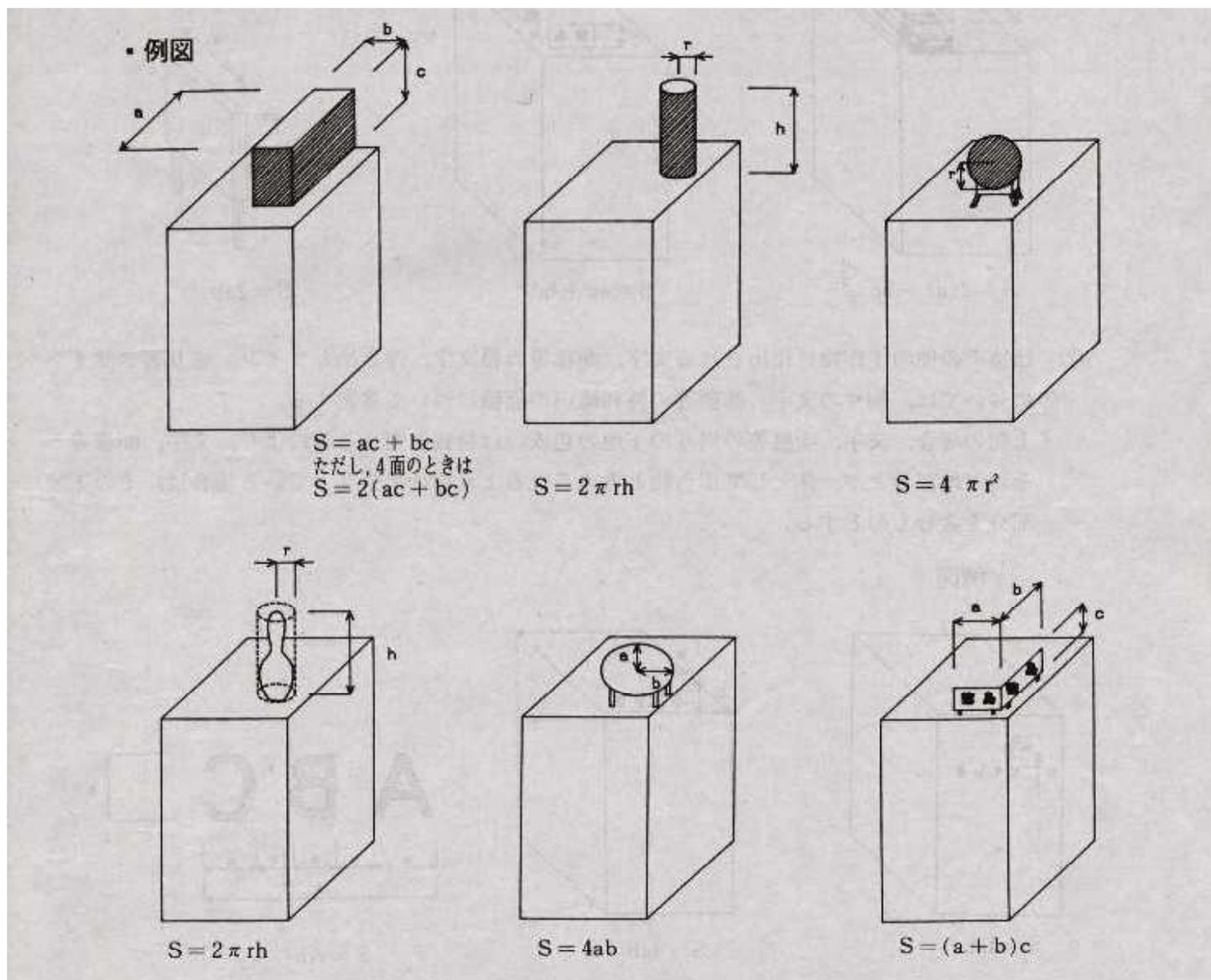


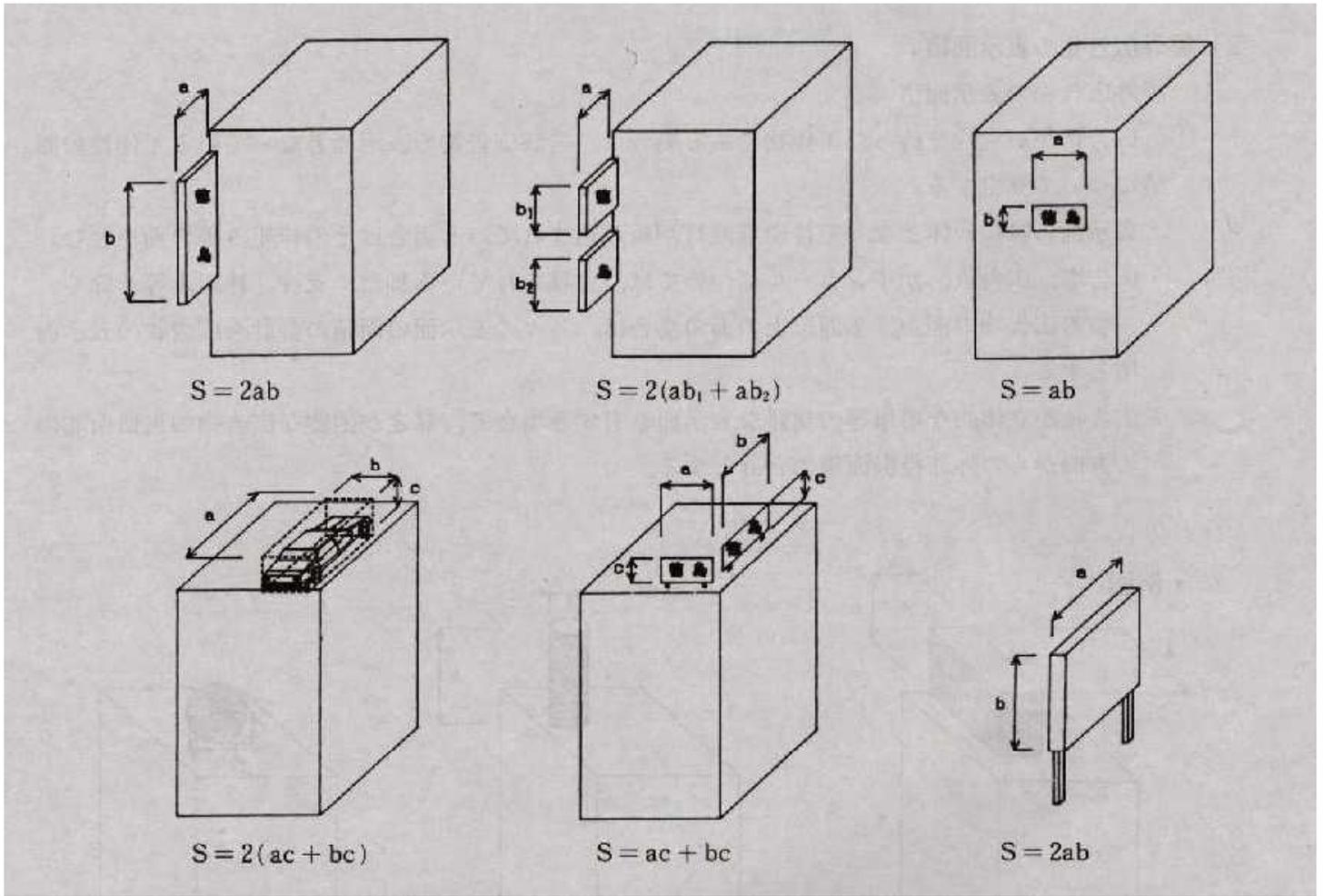
2) 屋外広告物の表示面積

(1) 屋外広告物の表示面積

広告物が独立性を持った工作物である場合は、当該広告物の表示面となっている工作物の面積について算定する。

- ・表示面の縁に一体となって枠や点滅灯が組み込まれている場合はその枠組み等の面を含む。
- ・広告塔、広告板、サインポールについては、付けられている脚台、支柱、枠組み等を除く。
- ・一つの広告物の面が、2面以上の面の場合、各々の表示面の面積の合計を広告物の表示面積とする。
- ・広告物が立体的な彫像等の複雑な表示面を有する場合で、算定が困難な広告物の東西南北の4方向からの外郭投影面積の合計とする。

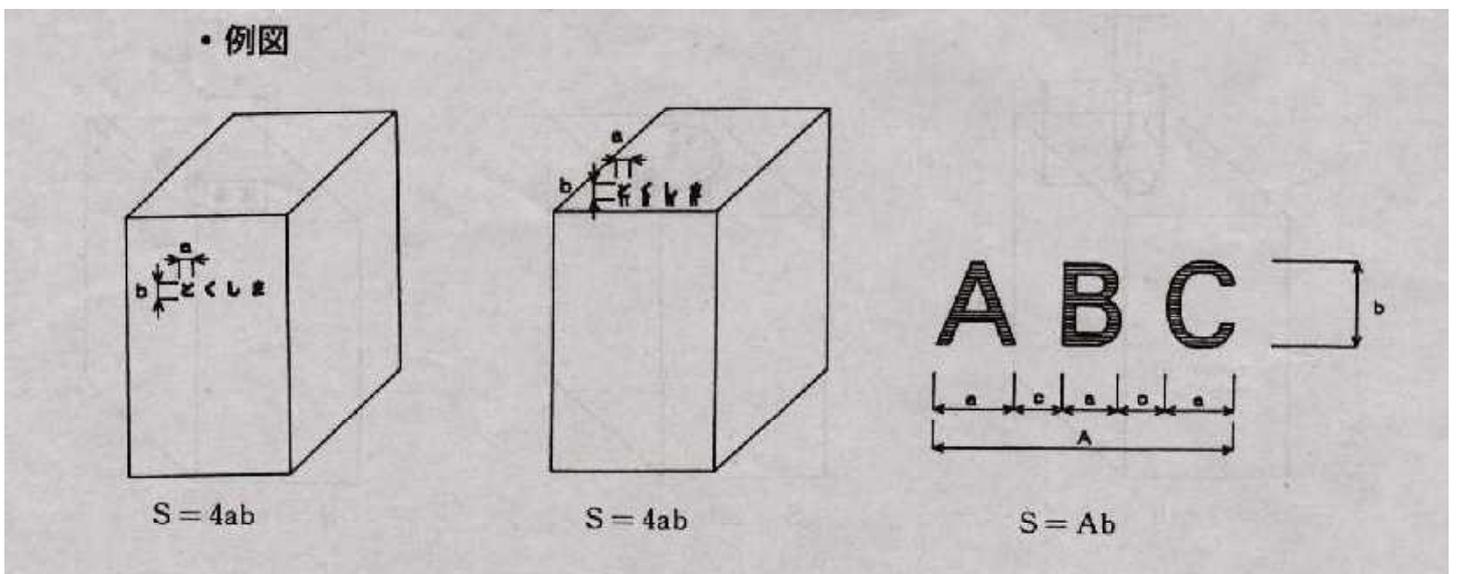




建物その他の工作物に掲出される文字、商標等の箱文字、浮き出しサイン、塗り書きサイン等については、個々の文字、商標等の外郭線内の面積について算定する。

- ・上記の場合、文字、商標等の周りの下地の色或いは材質を変える等により、文字、商標等とその下地部分が一体として広告物と考えられるような効果を与えている場合は、その下地部分を含むものとする。

・例図



3) 屋外広告物の高さ

(1) 敷地内広告物、野立広告物

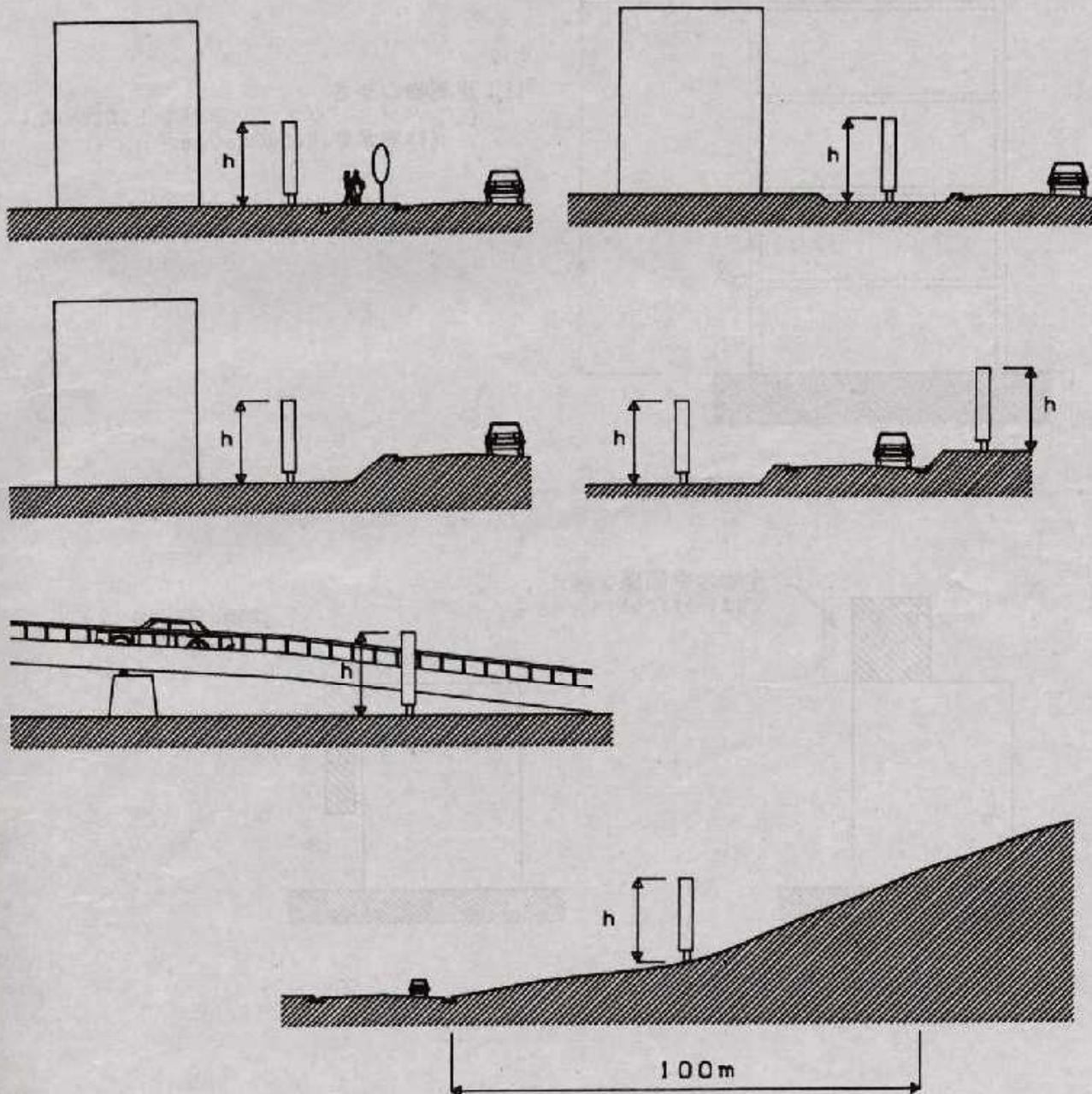
- 敷地内広告物：敷地面

注 / 部分的な盛土の上であっても敷地面とする。

- 野立ての広告物：広告物が立地している G L 或いは道路面

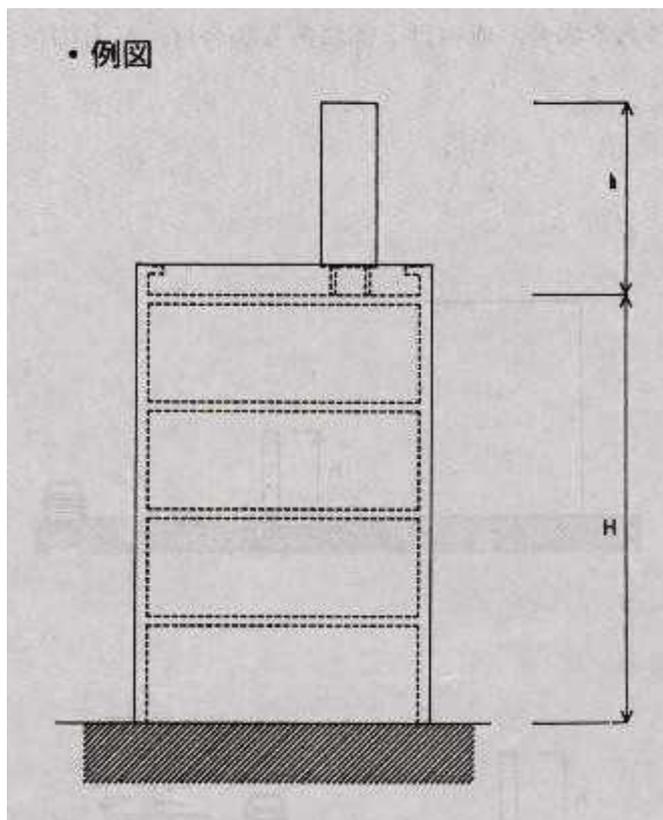
注 / G L が道路面より下部にある場合、或いは上部にある場合は、G L の位置とする。

・例図



(2) 建物利用広告物（屋上広告物、壁面利用広告物）

屋上広告物は、建物等（屋上構造物を除く。）の壁面の延長面から突き出さないこと。突き出し広告物については、その上端が当該建物等の壁面上端から突き出さないこと。壁面利用広告物については、当該建物等の壁面上端および側端から突き出さないこと。

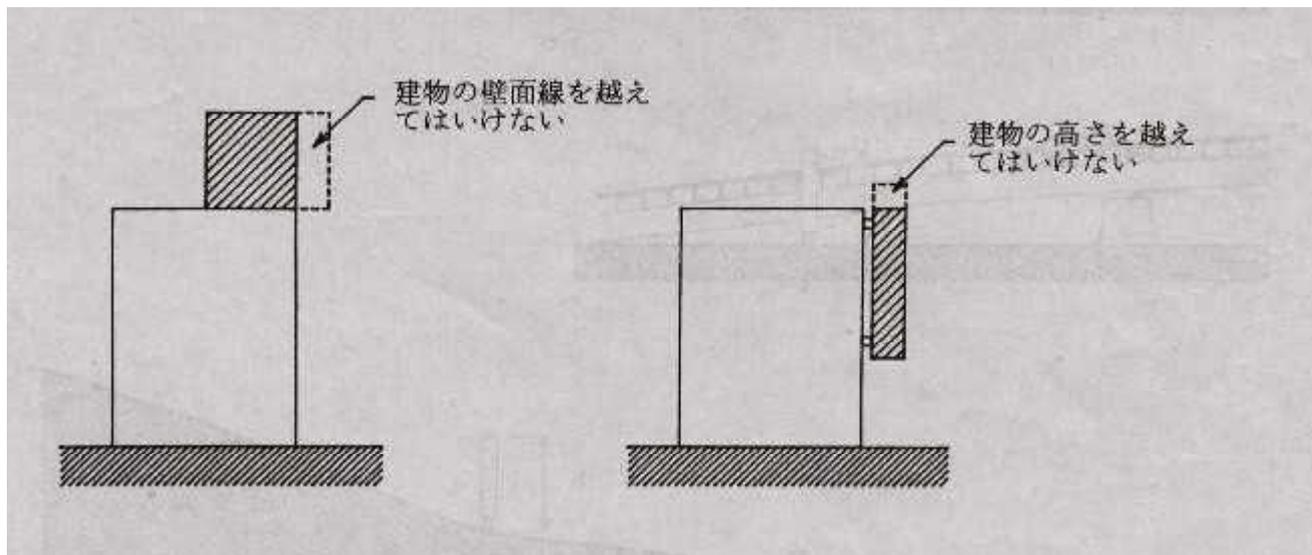


h：広告物の高さ

注：ペントハウスの上部に設置する場合は、
ペントハウスの高さを含める。

H：建築物の高さ

注：ペントハウス、パラペットは含めない。
（建築基準に基づく高さ）



3. 屋外広告物の許可手続き

屋外広告物の許可の申請は、下表の管轄区域に該当する東部県土整備局、各総合県民局又は権限移譲を受けた市町村へ提出する。許可申請書（様式は、第 部 屋外広告物例規集、参照）を提出する際には、占用許可や工作物など他の法令に関係する屋外広告物である場合は、関連する法令の確認が必要である。

また、許可申請書の提出の際には、所定の手数料を納付し、許可書と許可証（シール）を受け取り、屋外広告物の竣工の際に屋外広告物に許可証（シール）を貼りつけることが義務づけられている。

表 - 屋外広告事務担当事務所一覧

事務所	住 所	管 轄 区 域
東部県土整備局 徳島庁舎	〒770-0865 徳島市南末広町6-36 電話 088-653-8838	徳島市・小松島市・勝浦町・上勝町 ・佐那河内村・神山町・北島町
東部県土整備局 鳴門庁舎	〒772-0017 鳴門市撫養町立岩字七枚128 鳴門合同庁舎 電話 088-684-4584	鳴門市・松茂町・板野町
東部県土整備局 吉野川庁舎	〒779-3304 吉野川市川島町宮島 736-1 吉野川合同庁舎 電話 0883-26-3731	吉野川市・阿波市・石井町・上板町
南部総合県民局 (県土整備部)	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46 阿南庁舎 電話 0884-24-4235	阿南市
南部総合県民局 (県土整備部)	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁財天17-1 美波庁舎 電話 0884-74-7462	美波町・牟岐町
西部総合県民局 (県土整備部)	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南 73 美馬庁舎 電話 0883-53-2232	美馬市
三好市	〒778-8501 三好市池田町マチ 2145-1 三好市役所分庁舎 建設課 電話 0883-72-7623	三好市
那賀町	〒771-5295 那賀郡那賀町和喰郷字南川 104-1 那賀町役場 建設課 電話 0884-62-1167	那賀町
海陽町	〒775-0295 海部郡海陽町大里字上中須 128 海陽町役場 建設課 電話 0884-73-1234	海陽町
藍住町	〒771-1292 板野郡藍住町奥野字矢上前 52-1 藍住町役場 建設産業課 電話 088-637-3122	藍住町
つるぎ町	〒779-4195 美馬郡つるぎ町貞光字東浦 1-3 つるぎ町役場 建設課 電話 0883-62-3115	つるぎ町
東みよし町	〒779-4795 三好郡東みよし町加茂 3360 東みよし町役場 建設課 電話 0883-72-1111	東みよし町

注：許可申請書は、東部県土整備局、各総合県民局又は権限移譲を受けた市町村で受け付けています。

徳島県土木部都市計画課

〒770-8570 徳島市万代町1丁目1番地 電話 088-621-2568

表 - 許可手数料

		表示面積	単位	金額
建物利用 広告物	壁面広告物 突き出し広告物	30㎡を超えるもの	1件	1,000円に30㎡を超える部分が10㎡以内の面積ごとに500円を加算した金額
	屋上広告物	30㎡以下のもの	1件	2,000円
		30㎡を超えるもの	1件	2,000円に30㎡を超える部分が10㎡以内の面積ごとに1,000円を加算した金額
独立広告物		10㎡以下のもの	1件	2,000円
(敷地内広告物、 野立ての広告物)		10㎡を超えるもの	1件	2,000円に10㎡を超える部分が10㎡以内の面積ごとに2,000円を加算した金額
堅ろうな広告物等		上記の手数料の額に百分の三百を乗じて得た額とする。		

表 - 早見表 (表頭右欄は、堅ろうな広告等の手数料)

表示面積 (㎡)	壁面広告物 (円)		屋上広告物 (円)		独立広告物 (円)	
~ 10	—	—	2,000	6,000	2,000	6,000
10 ~ 20	—	—	2,000	6,000	4,000	12,000
20 ~ 30	—	—	2,000	6,000	6,000	18,000
30 ~ 40	1,500	4,500	3,000	9,000	8,000	24,000
40 ~ 50	2,000	6,000	4,000	12,000	10,000	30,000
50 ~ 60	2,500	7,500	5,000	15,000	12,000	36,000
60 ~ 70	3,000	9,000	6,000	18,000	14,000	42,000
70 ~ 80	3,500	10,500	7,000	21,000	16,000	48,000
80 ~ 90	4,000	12,000	8,000	24,000	18,000	54,000
90 ~ 100	4,500	13,500	9,000	27,000	20,000	60,000
140 ~ 150	7,000	21,000	14,000	42,000	—	—
190 ~ 200	9,500	28,500	19,000	57,000	—	—
290 ~ 300	14,500	43,500	29,000	87,000	—	—
490 ~ 500	24,500	73,500	49,000	147,000	—	—

注：堅ろうな広告物等とは、鉄骨造り、石造りその他の耐久性を有する構造により築造された広告板、広告塔など

4 . 禁止物件

次に掲げる物件は、県内全域において屋外広告物を表示・設置することはできない。ただし、条例第7条（適用除外）に該当する屋外広告物は、禁止物件に表示・設定することができる場合がある。

橋、トンネル、高架構造物および分離帯

街路樹及び路傍樹

信号、道路標識、歩道さくその他これらに類するもの

注：その他これらに類するものの例

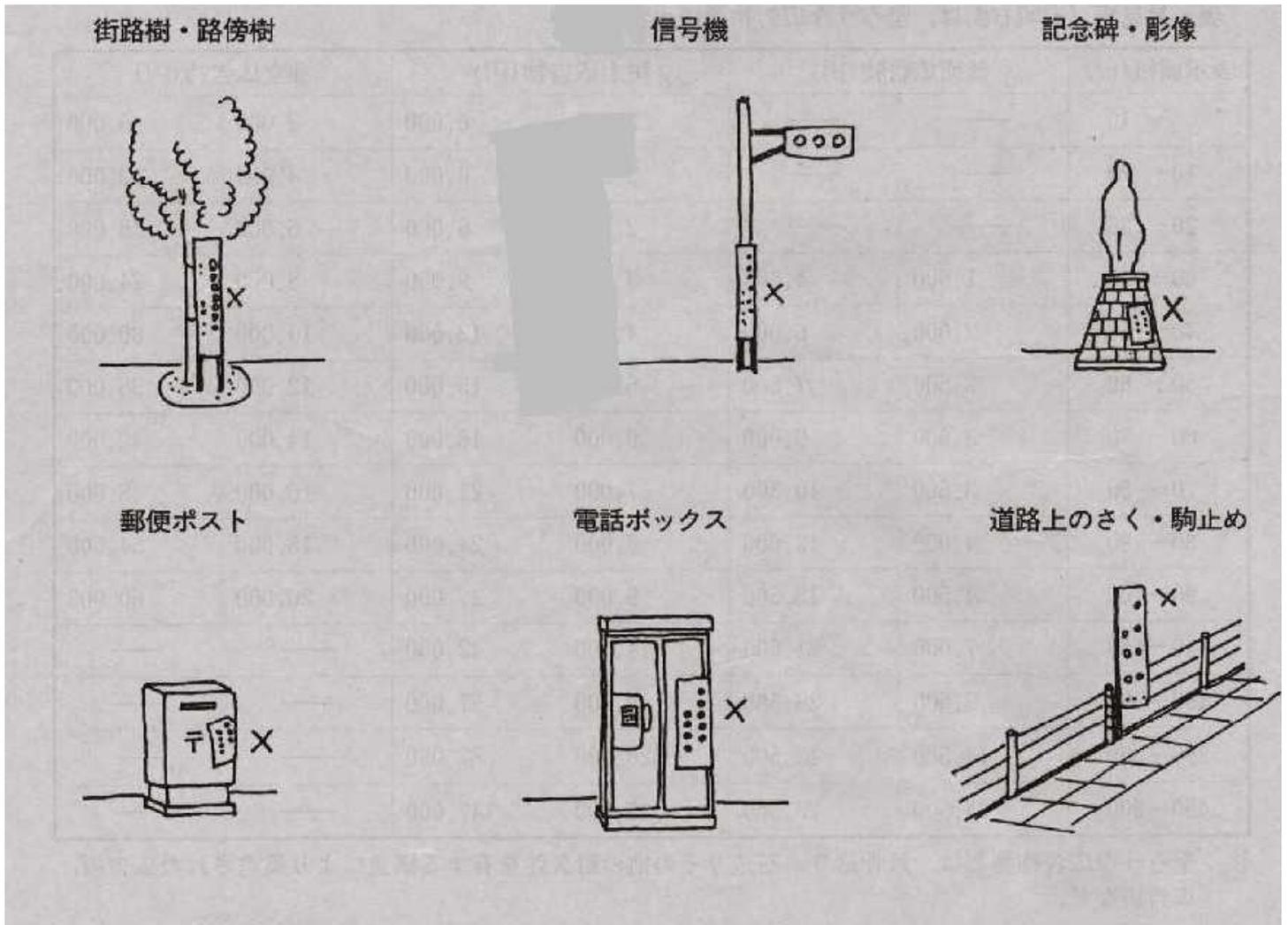
- ・ 路上信号制御機、道路情報管理施設、カーブミラー、駒止めの類、里程標の類、パーキングメーター、パーキングチケット発給設備など

公衆電話ボックス及び郵便ポスト

送電塔、送受信塔及び照明塔

彫像、記念碑その他これらに類するもの

特に美観風致の維持に必要なもので規則に定める物件



5 . 禁止広告物

次に掲げる広告物等は、「美観風致の維持又は公衆に対する危害の防止」の観点から、県内全域において屋外広告物を表示・設置することが禁止されている。

著しく汚染し、退色し、又は塗料のはく離したもの

著しく破損し、又は老朽したもの

倒壊又は落下のおそれがあるもの

なお、禁止地域（第4条） 許可地域（第6条）でない地域においても、また、禁止物件（第5条）についても上記に該当する広告物の表示は禁止されている。

6 . 適用除外

1) 適用除外

屋外広告物は、多様な種類があり社会生活の中に欠くことのできない日常的な習慣や祭礼、各種の行事などがある。屋外広告物の規則の中では、「適用除外」をもうけ、規制の対象としない「一定の広告物の範囲」を限定している。この「一定の広告物の範囲」は、以下のとおりである。例えば、「法令の規定により表示する広告物」は、禁止地域、禁止物件及び許可地域に許可を受けずに表示することができる。

表 - 適用除外一覧（表中 印は適用除外の規定となる。）

広告物の種類（ 印：基準あり）	例	適用除外される規定		
		禁 止 地 域	禁 止 物 件	許 可 地 域
法令の規定により表示する広告物	道路標識、建築確認の表示			
国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物	交通安全標語			
公職選挙法による選挙運動のために表示する広告物	選挙ポスター、立札			
公益上必要な施設、物件に寄贈者名等を表示する広告物	公園のベンチ、彫刻			
自家用広告物（自己の氏名、名称、商標、営業内容を表示するために、自己の住所、事業所、営業所、作業所に表示する広告物）	表札、 商店、 販売会社		—	
管理用広告物（自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物）	危険につき立ち入り禁止、 会社所有地		—	
臨時的、仮設的又は慣習的な広告物 ・冠婚葬祭又は祭礼のために一時的に表示する広告物 ・講演会、展覧会、音楽会等の催物のためその会場の敷地内に表示する広告物 ・その他臨時的、仮設的、一時的な広告物	コンサート、 会場、 神社祭礼、 家⇒		—	
道標、案内図等で公共的目的をもった広告物、公衆の利便に供することを目的とする広告物	観光案内図板		—	
野立ての広告物（建物敷地外に設置される広告塔、広告板で他の広告物の種類に該当しないもの）	商店、 病院	—	—	
はり紙、立て看板、横断幕等		—	—	

2) 適用除外基準

適用除外の基準の一覧は、下表のとおりである。なお、適用除外基準以上の広告物は、該当する禁止地域、許可地域の許可基準に基づき許可を受けることが必要である。

表 - 適用除外の基準

種 類	適 用 除 外 の 基 準	
寄 贈 者 名 等 の 表 示	表示面積が公益上必要な施設又は物件の表示面積の10分の1以下	
自 家 用 広 告 物	突き出し広告物又は壁面広告物等	表示面積が30㎡以下のもの
	屋 上 広 告 物	高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が30㎡以下のもの
	敷 地 内 広 告 物	高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が20㎡以下のもの
管 理 用 広 告 物	高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が10㎡以下のもの	
臨 時 的 、 仮 設 的 又 は 慣 習 的 な 広 告 物	<ol style="list-style-type: none"> 1 . 冠婚葬祭又は祭礼のため一時的に表示するもの 2 . 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催物のためその会場の敷地内に表示するもの 3 . その他臨時的、仮設的又は慣習的なもの 	
道 標 、 案 内 図 板 等	高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が5㎡以下のもの	
野 立 て の 広 告 物 等	高さが4 m以下であり、かつ、表示面積が10㎡以下のもの	
はり紙、立て看板、横断幕等	<ol style="list-style-type: none"> 1 . はり札 2 . のぼり、旗その他これらに類するもの 3 . 広告幕 4 . 電柱、街灯柱その他これらに類するものに表示し、又は設置するもの 5 . 車輜、船舶等に表示し、又は設置するもの 6 . アーチ 7 . アドバルーン 	

7. 禁止地域・許可基準

禁止地域は、県土の貴重な自然環境と景観を保全する地域で、下表の地域が対象となっている。この地域は、基本的には自家用広告物しか設置できない地域である。

表 - 禁止地域

地域区分	対 象 地 域
禁 止 地 域	1. 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、風致地区、伝統的建造物群保存地区 2. 文化財保護法及び文化財の保護に関する条例で指定された建造物及びその周囲 3. 森林法による保全林 4. 自然環境保全法による原生自然環境保全地域、自然環境保全地域。自然環境保全条例による自然環境保全地域 5. 自然公園法による国立公園、国定公園。徳島県立自然公園条例による徳島県立自然公園区域 6. 都市公園法による都市公園 7. 国又は県の管理する河川区域 8. 一般国道の一部、県道の一部及び鉄道 (このうち道路の沿道及び鉄道の沿線の両外側100mの指定は以下のとおり。) 四国縦貫自動車道、四国横断自動車道及び本州四国連絡道路(国道28号)から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 一般国道11号(鳴門市北灘町亀浦港櫛木線の分岐点から香川県境までの区間に限る。)から展望することができる当該路線の両外側100m以内の地域 一般国道32号(三好郡山城町祖谷口橋西詰から高知県境までの区間に限る。)から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 四国旅客鉄道株式会社の高徳線(板野駅から香川県境までの区間に限る。)から展望することができる当該路線の両外側100m以内区域

表 - 禁止地域の許可基準(許可を受けることのできる自家用広告物の基準)

広告物等の種類	区 分	禁 止 地 域	
建 物 利 用 広 告 物	屋 上 広 告 物	高 さ	5m以下又は当該建築物の高さの3分の1以下
		表示面積	50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下
		そ の 他	建物等(屋上構造物を除く)の壁面の延長面から突き出さないこと
	突 き 出 し 広 告 物 又 は 壁 面 広 告 物	表示面積	50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下
		そ の 他	突き出し広告物については、建築物の上端から突き出さないこと 壁面広告物については、壁面の上端及び側端から突き出さないこと
	総表示面積(+)	50㎡以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下	
独 立 広 告 物	敷 地 内 広 告 物	高 さ	7m以下
		表示面積	30㎡以下

8 . 許可地域・許可基準

徳島県では、許可地域を以下のように6つの地域に区分し、それぞれの地域で許可基準を設け、地域に応じた規制を行っている。(次頁表を参照)

1) 特別指定地域

禁止地域の周辺で禁止地域と一体となる自然環境及び住環境の保全が必要な地域を指定している。沿道規制の道路では、県道徳島空港線、県道日和佐牟岐線(旧南阿波サンライン)、県道西祖谷山山城線(旧祖谷溪有料道路)の沿道100mが指定されている。

2) 幹線指定地域

県土を貫く大動脈である広域幹線道路の沿道を指定している。四国縦貫自動車道、四国横断自動車道及び本州四国連絡道路(一般国道28号)が500m、一般国道11、55号の沿道100mが指定されている。

3) 沿道指定地域

広域幹線道路に次いで、県土の中で重要な幹線道路(一般国道11、28、32、55、192、193、318、438号)の沿道100mを指定している。これらの幹線道路は、幹線指定地域の道路に結節する道路となっている。

4) 生活系地域

住居地域、準工業地域及び都市計画区域内の地域で、主として住宅系用途を中心とした街並み景観との調和が必要な地域としている。

5) 商工業系地域

商業地域、近隣商業地域、工業地域、工業専用地域で産業活動の活発な地域を対象としている。商業地域、近隣商業地域は、広告物の提出が多い地域で、都市景観との調和が必要な地域としている。

6) 沿道地域

県内の一般国道及び県道の沿道100mを対象としている。但し、特別指定地域、幹線指定地域及び沿道指定地域に指定されている道路を除いている。

表 - 許可地域区分

地域区分	対 象 地 域
特別指定 地 域	1. 瀬戸内海国立公園の隣接地域のうち次に示す部分（「次の図」は省略し、その図面を徳島県土木部都市計画課及び徳島県鳴門土木事務所に備えおいて縦覧に供する） 2. 県道徳島空港線から展望することができる当該道路の両外側100m以内の区域 3. 県道日和佐牟岐線（旧南阿波サンライン）から展望することができる当該道路の両外側100m以内の区域 4. 県道西祖谷山山城線（旧祖谷溪有料道路）から展望することができる当該道路の両外側100m以内の区域
幹線指定 地 域	1. 四国縦貫自動車道及び四国横断自動車道から展望することができる当該路線の両外側500m以内の区域 2. 本州四国連絡道路から展望することができる当該路線の両外側500m以内の区域 3. 一般国道11号（鳴門 IC から吉野川までの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 4. 一般国道55号（徳島南バイパス及び阿南バイパスの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域
沿道指定 地 域	1. 一般国道11号（禁止地域及び幹線指定地域を除く。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 2. 一般国道28号（禁止地域及び幹線指定地域を除く。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 3. 一般国道32号（香川県境から三好郡山城町祖谷口橋西詰交差点までの区間に限る。）から展望することができる当該路線の100m以内の区域 4. 一般国道55号（幹線指定地域を除く。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 5. 一般国道192号から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 6. 一般国道193号（香川県境から国道192号と接続するまでの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 7. 一般国道318号（香川県境から国道192号と接続するまでの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域 8. 一般国道438号（香川県境から国道192号と接続するまでの区間に限る。）から展望することができる当該路線の両外側100m以内の区域
生活系 地 域	1. 都市計画区域（商工業系地域を除く。）
商工業系 地 域	1. 近隣商業地域、商業地域、工業地域及び工業専用地域
沿 道 地 域	1. 一般国道及び県道から展望することができる当該路線の両外側 100 m以内の区域（特別指定地域、幹線指定地域及び沿道指定地域を除く。）

- 備 考
- この表において「都市計画区域」とは、都市計画法第五条第一項の規定により指定された都市計画区域をいう。
 - この表における「近隣商業地域」、「商業地域」、「工業地域」又は「工業専用地域」とは、都市計画法第八条第一項第一号の規程により定められた近隣商業地域、商業地域、工業地域又は工業専用地域をいう。
 - 地域区分が重なった場合の適用は、特別指定地域、商工業系地域、幹線指定地域、沿道指定地域、生活系地域、沿道地域の順とする。

表 - 許可地域の許可基準（許可を受けることのできる基準）

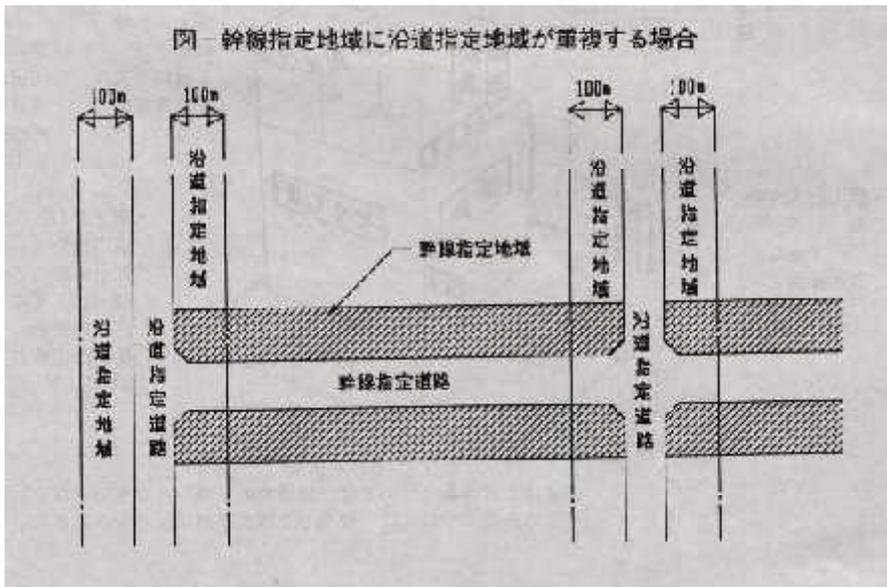
種類	区分	特別指定地	幹線指定地	沿道指定地	生活系地域	商工業系地域	沿道地域	
建物利用	屋上 広告物	高さ	5m以下又は当該建築物の高さの1/3以下	5m以下又は当該建築物の高さの1/3以下	5m以下又は当該建築物の高さの1/3以下	5m以下又は当該建築物の高さの1/3以下	5m以下又は当該建築物の高さの1/3以下	
		表示積	50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の2/10以下	50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の3/10以下	50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の4/10以下	50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の4/10以下	50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の5/10以下	——
	その他	建築物（屋上構造物を除く。）の壁面から突き出さないこと						
広告物	突き出し 広告物又は壁面 広告物	表示積	50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の2/10以下	50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の3/10以下	50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の4/10以下	50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の4/10以下	50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の5/10以下	——
		その他	突き出し広告物については、建築物の上端から突き出さないこと 壁面広告物については、壁面の上端及び側端から突き出さないこと					
独立 広告物	敷地内 広告物	高さ	7m以下	10m以下	12m以下	12m以下	15m以下	12m以下
		表示積	30㎡以下	30㎡以下	40㎡以下	40㎡以下	50㎡以下	——
	野立て 広告物	高さ	禁止	禁止	10m以下	10m以下	10m以下	12m以下
		表示積	禁止	禁止	20㎡以下	30㎡以下	30㎡以下	——

表 - 総表示面積の許可基準（建物利用広告物の総表示面積）

区域	総表示面積の許可基準	
許可 地域	特別指定地	広告物又は、広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の10分の2以下であること。
	幹線指定地	広告物又は、広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の10分の3以下であること。
	沿道指定地	広告物又は、広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の10分の4以下であること。
	生活系地域	広告物又は、広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の10分の4以下であること。
	商工業系地域	広告物又は、広告物を提出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50㎡以下又は当該建築物の総壁面積の10分の5以下であること。
	沿道地域	——

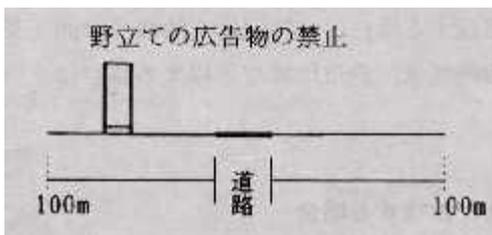
1) 特別指定地域

瀬戸内海国立公園の隣接地域の部分（鳴門市高島土地区画整理事業区域の一部及び都市計画道路黒山中山線の道路の両外側100m以内の区域）、県道日和佐牟岐線（旧南阿波サンライン）、県道徳島空港線及び県道西祖谷山山城線（旧祖谷溪有料道路）の両外側100m以内の区域を対象としている。

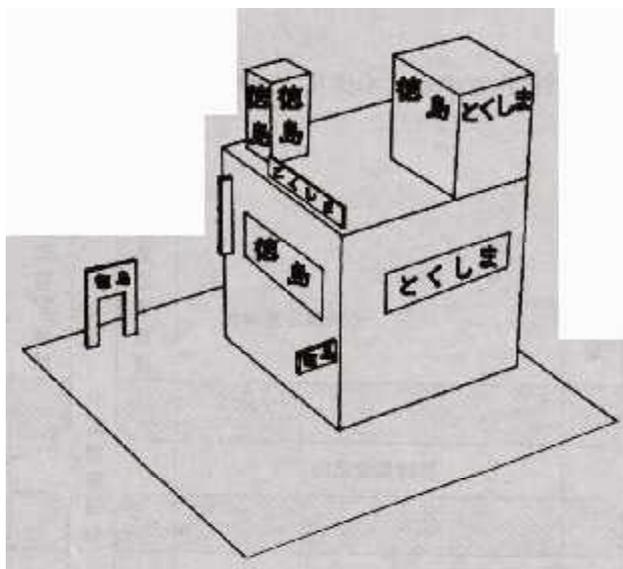


- ・道路の交差点までが特別指定地域の範囲となる。
- ・禁止地域が特別指定地域内に重複する場合は、禁止地域の許可基準となる。

野立ての広告物の禁止



- ・敷地内広告物
高さ 7m以下
表示面積 30㎡以下



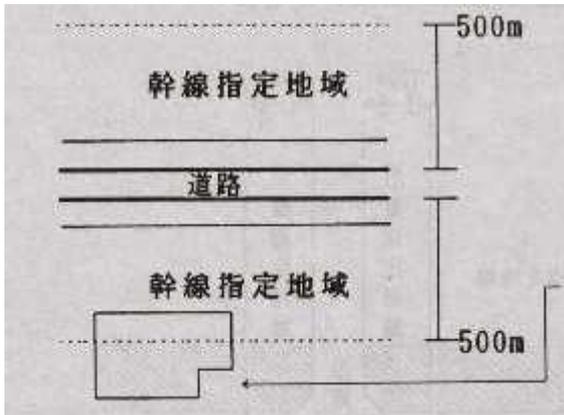
- ・屋上広告物
高さ 5m以下又は
当該建築物の
高さの1/3以下
表示面積 50㎡以下又は
当該建築物の
総壁面面積の
2/10以下
- ・突き出し広告物又は壁面広告物
表示面積 50㎡以下又は
当該建築物の
総壁面面積の
2/10以下

突き出し広告物については、建築物の上端から突き出さないこと
壁面広告物については、壁面の上端及び側端から突き出さないこと

2) 幹線指定地域

(1) 四国縦貫自動車道、四国横断自動車道、本州四国連絡道路

幹線指定地域は、四国縦貫自動車道、四国横断自動車道及び本州四国連絡道路（一般国道28号）の両外側500m以内の区域を対象としているが、このうち道路の両外側100m以内は禁止地域になっている。（下図参照）



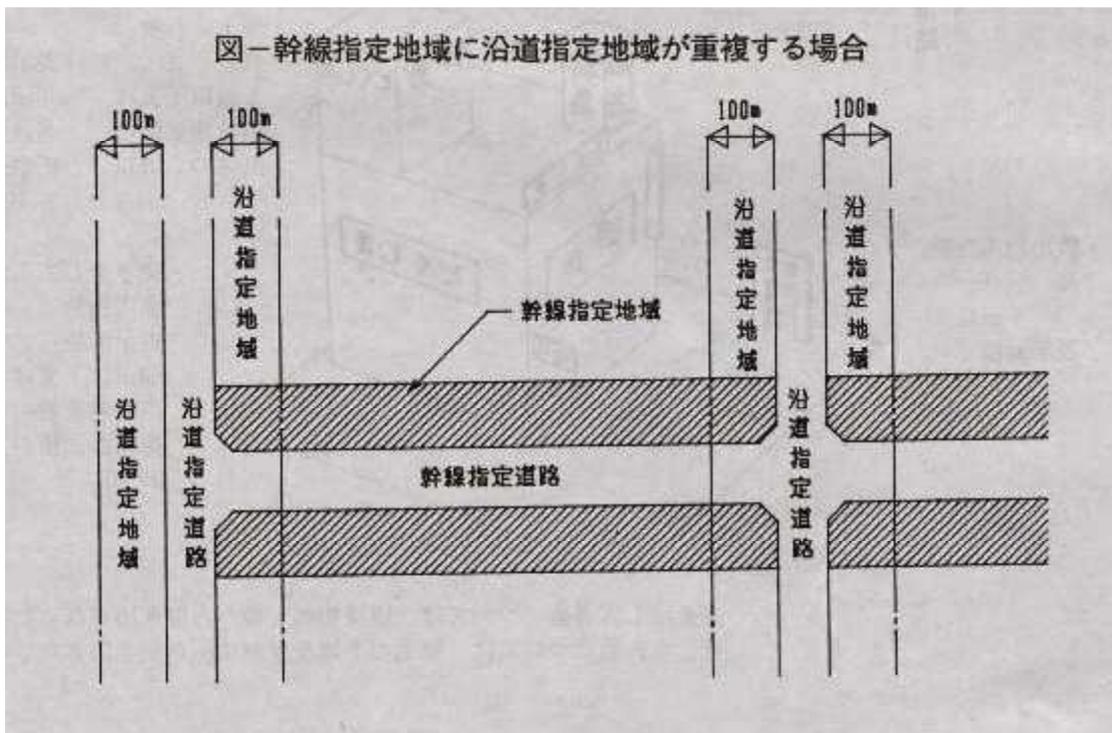
- ・ 禁止地域（道路の両外側100m以内）
- ・ 特別指定地域、商工業系地域が幹線指定地域に重複する場合は、特別指定地域又は商工業系地域の許可基準となる。

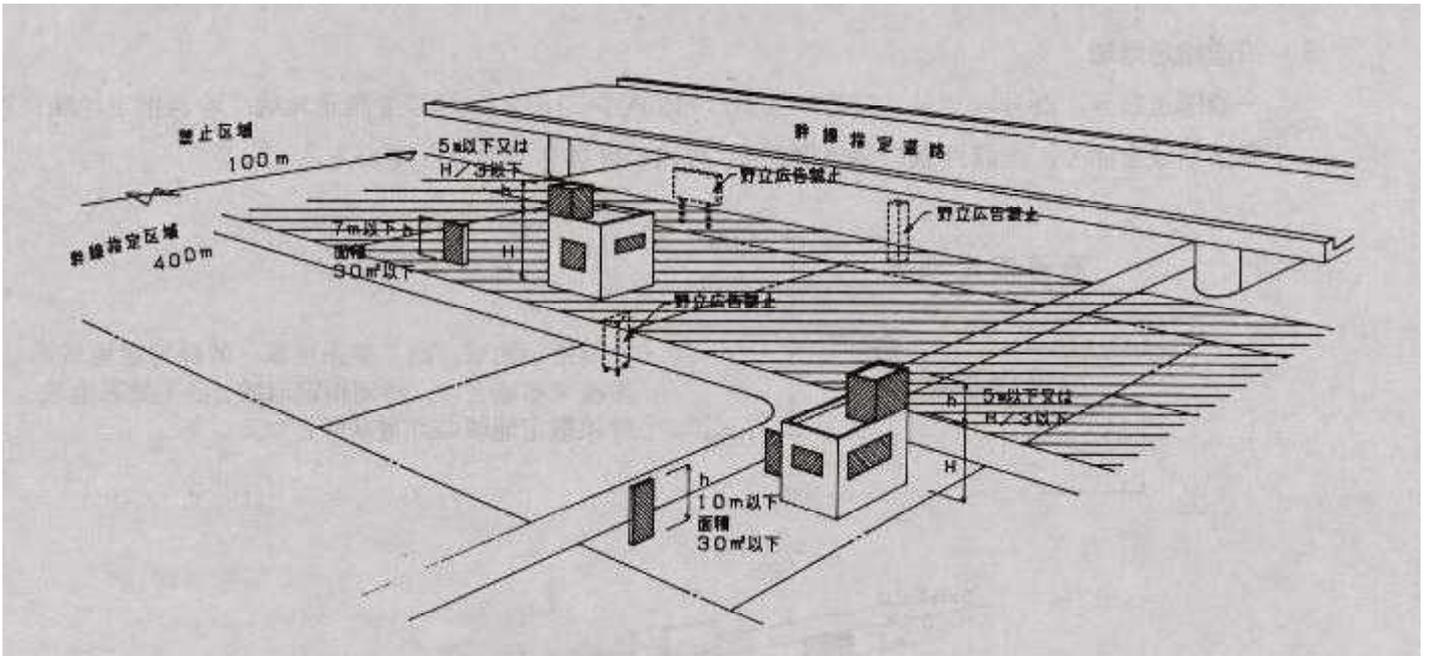
幹線指定地域内の野立て広告物の禁止

幹線指定地域内では、野立て広告物の設置を禁止している。また、道路の両外側100m以内の禁止地域も同様である。

幹線指定地域内で他の地域が重複する場合

幹線指定地域で特別指定地域、商工業系地域が重複する場合は、特別指定地域又は商工業系地域の許可基準となる。但し、沿道指定地域、生活系地域、沿道地域が重複する場合は、幹線指定地域の許可基準となる。





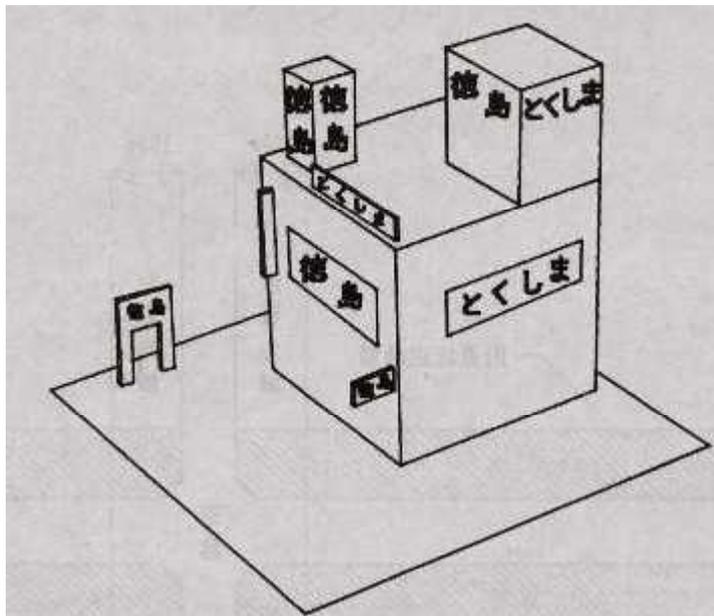
(2) 一般国道11号、55号

一般国道11号は、鳴門ICから吉野川までの道路の両外側100m以内、一般国道55号は、徳島南バイパス及び阿南バイパスの区間の道路の両外側100m以内の区域を対象としている。



・特別指定地域、商工業系地域が幹線指定地域に重複する場合は、特別指定地域又は商工業系地域の許可基準となる。

・敷地内広告物
高 さ
10m以下
表示面積
30㎡以下



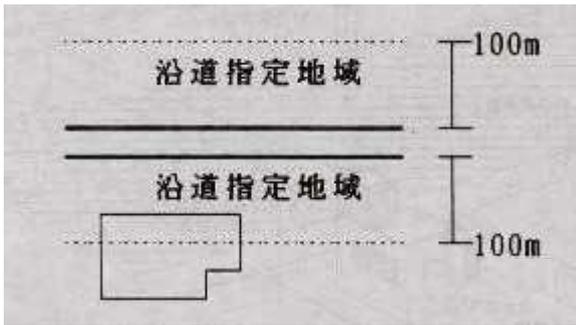
・屋上広告物
高 さ
5m以下又は
当該建築物の
高さの1/3以下
表示面積
50㎡以下又は
当該建築物の
総壁面面積の
3/10以下

・突き出し広告物又は壁面広告物
表示面積
50㎡以下又は
当該建築物の
総壁面面積の
3/10以下

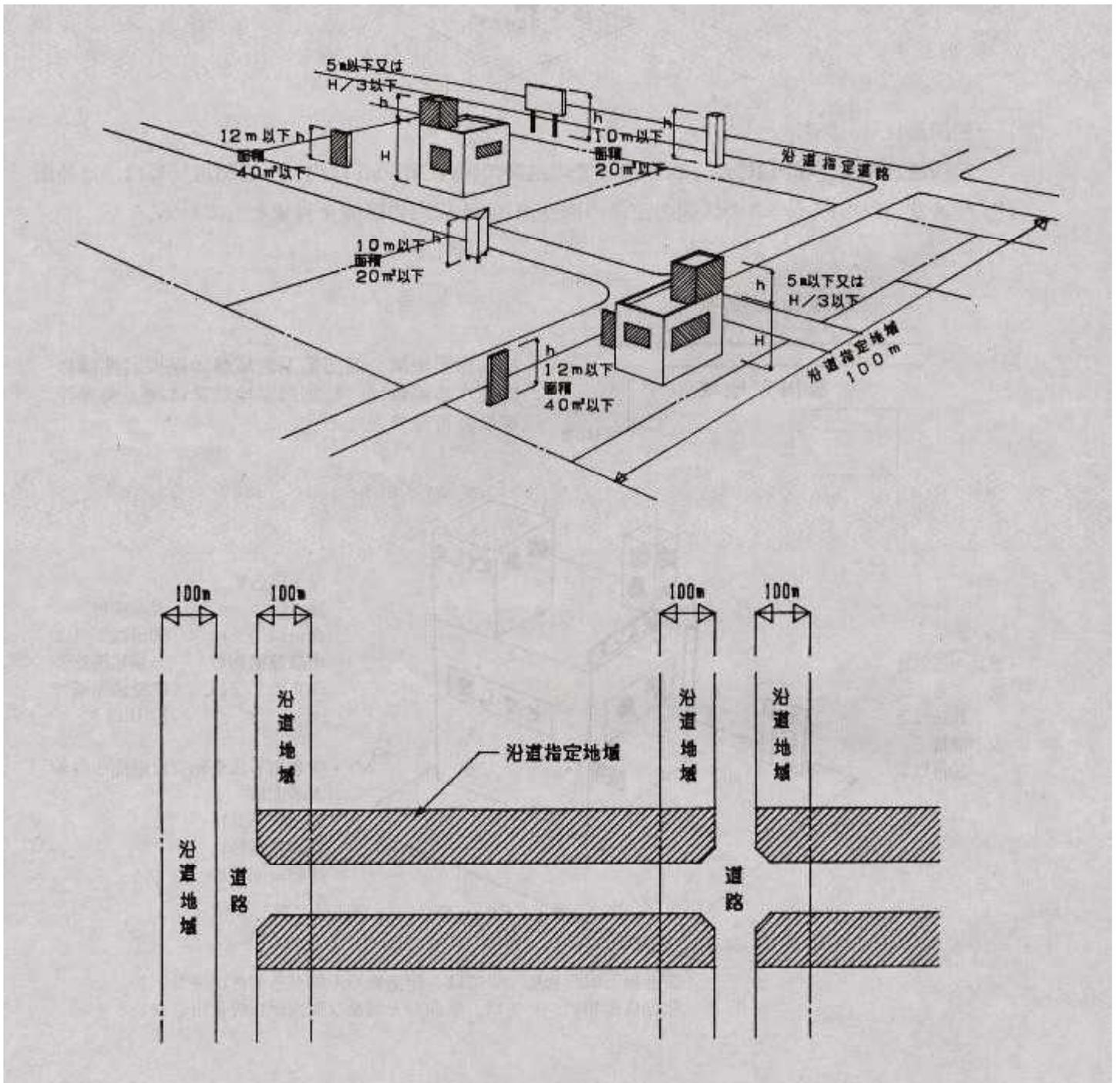
突き出し広告物については、建築物の上端から突き出さないこと
壁面広告物については、壁面の上端及び側端から突き出さないこと

3) 沿道指定地域

一般国道11号、28号、32号、55号、192号、193号、318号、438号で禁止地域、幹線指定地域、商工業系地域を除く、当該路線の両外側100m以内の区域を対象としている。

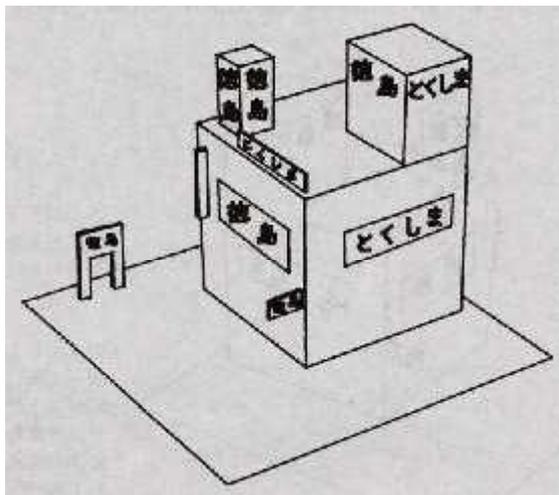


- ・特別指定地域、商工業系地域、幹線指定地域が重複する場合は、特別指定地域、商工業系地域、幹線指定地域の許可基準となる。



- 敷地内広告物
高さ 12m以下
表示面積 40㎡以下

- 野立て広告物
高さ 10m以下
表示面積 20㎡以下



- 屋上広告物
高さ 表示面積
5m以下又は 50㎡以下又は
当該建築物の 当該建築物の
高さの1/3以下 総壁面面積の
4/10以下
- 突き出し広告物又は壁面広告物
表示面積
50㎡以下又は
当該建築物の
総壁面面積の
4/10以下

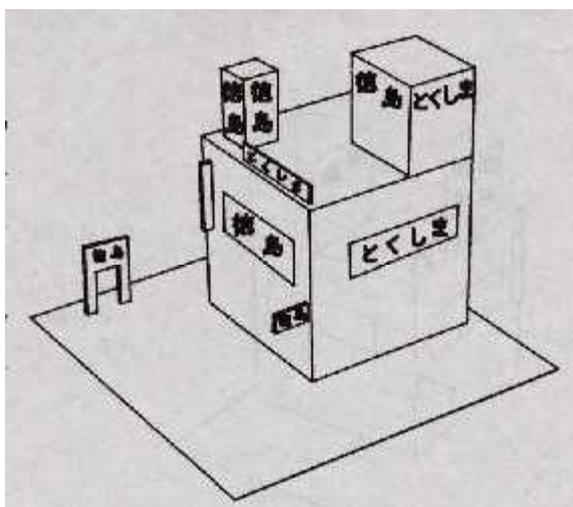
突き出し広告物については、建築物の上端から突き出さないこと
壁面広告物については、壁面の上端及び側端から突き出さないこと

4) 生活系地域

都市計画区域内又は市街化調整区域、用途地域指定区域内の住居地域、準工業地域を対象としている。

- 敷地内広告物
高さ 12m以下
表示面積 40㎡以下

- 野立て広告物
高さ 10m以下
表示面積 30㎡以下



- 屋上広告物
高さ 表示面積
5m以下又は 50㎡以下又は
当該建築物の 当該建築物の
高さの1/3以下 総壁面面積の
4/10以下
- 突き出し広告物又は壁面広告物
表示面積
50㎡以下又は
当該建築物の
総壁面面積の
4/10以下

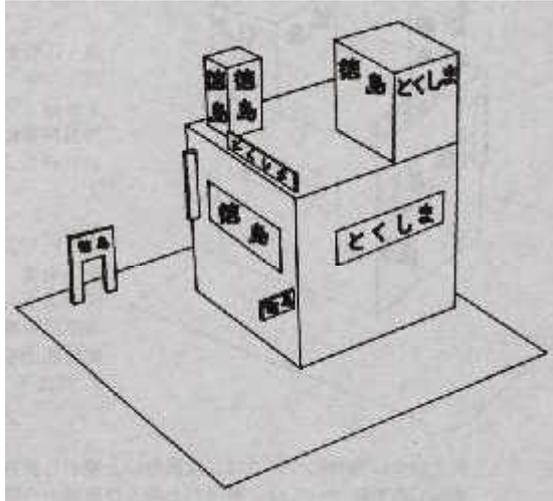
突き出し広告物については、建築物の上端から突き出さないこと
壁面広告物については、壁面の上端及び側端から突き出さないこと

5) 商工業系地域

市街化区域の商業地域、近隣商業地域、工業地域及び工業専用地域を対象としている。

- 敷地内広告物
高さ
15m以下
表示面積
50㎡以下

- 野立て広告物
高さ
10m以下
表示面積
30㎡以下



- 屋上広告物
高さ
5m以下又は
当該建築物の
高さの1/3以下
表示面積
50㎡以下又は
当該建築物の
総壁面面積の
5/10以下

- 突き出し広告物又は壁面広告物
表示面積
50㎡以下又は
当該建築物の
総壁面面積の
5/10以下

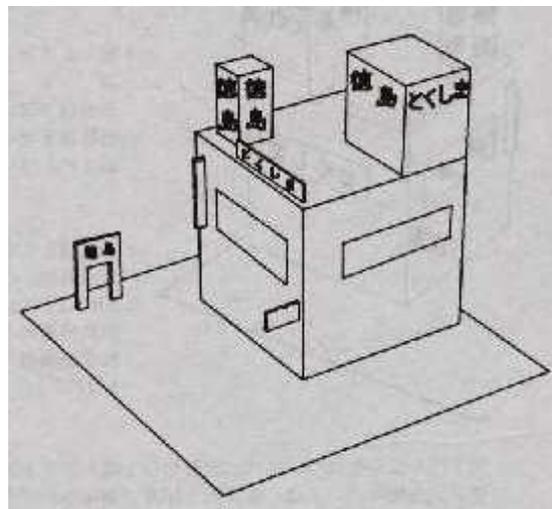
突き出し広告物については、建築物の上端から突き出さないこと
壁面広告物については、壁面の上端及び側端から突き出さないこと

6) 沿道地域

県内の一般国道、県道の両外側 100 mの区域を対象としている。但し、特別指定地域、幹線指定地域及び沿道指定地域を除く。

- 敷地内広告物
高さ
12m以下

- 野立て広告物
高さ
12m以下

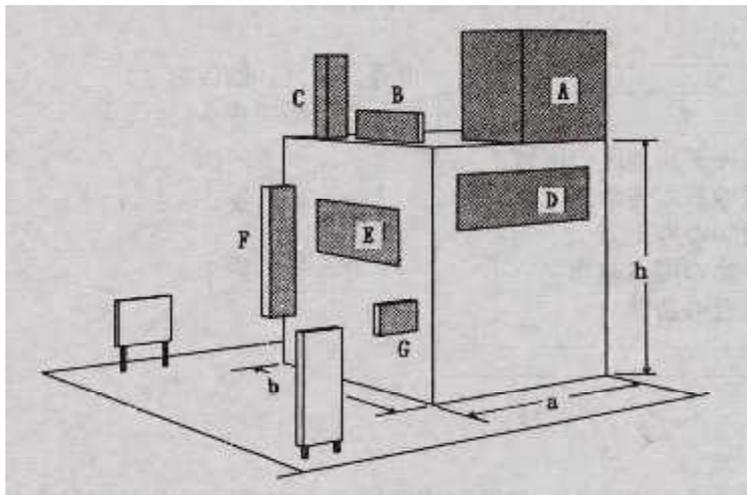


- 屋上広告物
高さ
5m以下又は
当該建築物の
高さの1/3以下

9. 総表示面積の規制

屋外広告物のうち建物利用広告物（屋上利用広告物、壁面広告物、突出し広告物など）の総表示面積を規制している。この総表示面積は、当該建築物の壁面の面積に応じて許可基準を定めており、基準を超えて表示することはできない。

・算定方法



建物利用広告物の総表示面積

$$S = (S1 + S2) \begin{cases} 50\text{m}^2\text{以下又は} \\ W \times (2/10 \sim 5/10) \end{cases}$$

S1 : 屋上広告物の表示面積

$$A + B + C$$

S2 : 壁面広告物の表示面積

$$D + E + F + G$$

W : 建物の総壁面積 $(2a + 2b) \times h$

注 : 敷地内広告物は対象にしていない。

表 - 総表示面積の許可基準（建物利用広告物の総表示面積）

区 域	総 表 示 面 積 の 許 可 基 準	
禁 止 地 域	広告物又は、広告物を掲出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50m ² 以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下であること。	
許 可 地 域	特別指定地域	広告物又は、広告物を掲出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50m ² 以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の2以下であること。
	幹線指定地域	広告物又は、広告物を掲出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50m ² 以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の3以下であること。
	沿道指定地域	広告物又は、広告物を掲出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50m ² 以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の4以下であること。
	生活系地域	広告物又は、広告物を掲出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50m ² 以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の4以下であること。
	商工業系地域	広告物又は、広告物を掲出する物件で建築物に表示し、又は、設置するもの（建物利用広告に限る。）の総表示面積は、50m ² 以下又は当該建築物の総壁面面積の10分の5以下であること。
沿 道 地 域	—————	